

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

令和8年7月28日

京都市長 松 井 孝 治

1 許可年月日及び許可番号

令和8年3月25日 第998号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(伏見西部第五地区土地区画整理事業による仮換地) 第23ブロック北口3-1・北口4-1・北口5-2・北口5・5-1-1合併、北口6、北口8、西海68-1・六畑71-2・六畑71-3、一本38、一本39-1、北口11・11-1合併・六畑14・六畑15-1、北口7・北口7-1・北口7-2・北口8-1・8-1-1・8-2合併・北口9・北口9-2・北口10及び六畑14-2・六畑15-2・六畑16並びに第25ブロック北口14・北口14-1合併・北口15・北口18・北口21・北口26・北口28・北口45・北口46-1及び北口30・北口38-2・北口42-2 (一部)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地7

株式会社 杉孝

代表取締役 杉山 亮

(都市計画局都市景観部開発指導課)